

令和3年（行ウ）第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件
原告 ●●●● 外2名
被告 国

準備書面（5）

令和4年1月7日

東京地方裁判所民事第2部Af係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

第一 「請求の趣旨」第一項、第二項及び第七項の変更について

訴状の「請求の趣旨」を令和3年8月30日付け準備書面（3）で追加変更した「請求の趣旨」に加えて、その「請求の趣旨」第一項及び第二項について、追加的に以下のとおり予備的変更を行ひ、請求の趣旨第七項について、字句の訂正変更を行ふ。

一 「請求の趣旨」第一項及び第二項について

1 追加的予備的変更後の表示

「一 1（主位的請求）」

被告は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」といふ。）第6条第8項の指定感染症として、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）第1条により「新型コロナウイルス」（以下「武漢ウイルス」といふ。）感染症（以下「武漢ウイルス感染症」といふ。）と指定した処分を取り消せ。

2（上記1が認容されない場合の予備的請求）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」といふ。）第6条第8項の指定感染症として、「新型コロナウイルス」（以下「武漢ウイルス」といふ。）感染症（以下「武漢ウイルス感染症」といふ。）と指定した「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）は無効であることを確認する。

二 1 (主位的請求)

被告は、武漢ウイルス感染症を感染症法第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてゐる同項第3号の「新型コロナウイルス感染症」と指定した処分を取り消せ。

2 (上記1が認容されない場合の予備的請求)

武漢ウイルス感染症を感染症法第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてゐる同項第3号の「新型コロナウイルス感染症」の指定は無効であることを確認する。」

2 追加的予備的変更についての説明

(1) 「請求の趣旨」第一項の1の主位的請求を維持する理由について

ア 令和2年政令第11号は、令和3年政令第25号により廃止されてはゐるが、令和3年政令第25号の附則第2条及び第3条により、令和2年政令第11号の第3条の規定が従前の例によるとし、また、見做し規定が存在するため、現在もその限度で一部の規定が存続してゐるのであるから、義務付け訴訟としての訴の利益が認められる。

イ 従つて、主位請求として維持した上で、以下のとおり請求の趣旨第一項の2を実質的当事者訴訟としての予備的請求として、確認請求を追加するものである。

(2) 「請求の趣旨」第一項の2の予備的請求の追加について

ア これは、実質的当事者訴訟としての確認請求である。

イ 前述のとおり、令和2年政令第11号は限定的に存続してゐるのであるから、確認の利益は消滅してをらず、確認訴訟として予備的請求を行ふものである。

ウ 仮に、令和2年政令第11号が廃止されたことによつて過去の政令であるとされたとしても、限定的にその効力が存続してゐる過去の政令については、この無効確認を求めることが現に存する法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切かつ必要な場合であるから、平成17年9月14日最高裁判所大法廷判決（民集第59巻7号2087頁）の説示からしても、確認の利益は認められるべきである。また、昭和47年2月15日最高裁判所第三小法廷判決（民集第26巻1号30頁）においても、過去の法律関係が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の法律関係が存在しないことの確認を求めることによつて紛争解決機能が果たされる場合は確認の利益が認められるのである。

(3) 「請求の趣旨」第二項の2の予備的請求を追加について

ア 請求の趣旨第二項の1は、主位的には義務付け訴訟であり、予備的には実質的

当事者訴訟である。

イ そして、同2において、さらなる予備的請求として、実質的当事者訴訟としての確認請求を追加するものである。

二 「請求の趣旨」第七について

1 訂正変更後の表示

「七 被告は、ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction）を用いた SARS-CoV-2 遺伝子断片用検出用キットによるすべての検査（以下「PCR検査」といふ。）を武漢ウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で、医療機関等の実施機関において使用させてはならない。」

2 訂正変更の説明

- (1) 「使用してはならない。」としていたものを「医療機関等の実施機関において使用させてはならない。」と訂正変更したものである。
- (2) PCR検査の検査実施機関は、被告所属の機関に限定されておらず、被告の法令に基づいて全国的規模において民間の医療機関等の実施機関で実施を指示、指導及び推奨して実行させておるためである。

三 上記変更訂正後の「請求の趣旨」の全体表示

別紙のとおり。

第二 被告国の令和2年12月17日付け準備書面（1）について

一 同書面の第1について

1 総論

- (1) すべて争ふ。
- (2) ただし、同1の第二文（なお・・・廃止されている。）のとおり、令和2年政令第11号が令和3年政令第25号により令和3年2月3日付けで廃止されたことは認めるが、これについては、前記第一の一2（1）のとおりである。

2 同2について

- (1) 同（1）ア及びイについて

ア 総論

- ① ここで指摘されてゐる判例と文献の存在は認めるが、判例の解釈については争ふ。
- ② これらの判例や文献は、いずれも義務付け訴訟の新設や当事者訴訟における確認訴訟の追加などがなされた行政事件訴訟法の平成16年大改正以前のものであつて、改正後である本件訴訟の訴訟要件等に関する解釈指針には到底なり得ないものである。

イ 「法律上の争訟」(争訟性)について

- ① 被告は、裁判所法第3条第1項の「法律上の争訟」(争訟性)に関して、請求の趣旨第一項の請求は「法律上の争訟」ではないとして、請求の趣旨第二項ないし同第十一項について同様の主張をしてゐるが、これらはすべて以下の理由により失当である。
- ② まず、判例上、「法律上の争訟」について最高裁判所が判断した主な事案は、別紙判例一覧表(以下「一覧表」といふ。)のとほり、その判例番号①(以下「判例①」といふ。以下同様。)からの判例番号③③(判例③③)までがあり、概ね「統治行為論」の類型(以下「第1類型」といふ。)、 「部分社会論」の類型(以下「第2類型」といふ。)及び民衆訴訟その他の類型(以下「第3類型」といふ。)の3つの類型に分類される。
- ③ 統治行為論とは、「国家統治の基本に関する高度な政治性」を有する国家の行為については、法律上の争訟として裁判所による法律判断が可能であつても、高度の政治性ある事柄に関しては司法審査の対象から除外するといふ司法消極主義の理論のことであり、その類型に属する判例としては、一覧表の判例番号の、⑬、⑲、⑳、㉒及び㉓である。しかし、これを根拠付ける憲法上の規定は存在しない上、裁判所法第3条第1項に、「裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。」とあることから、司法の権限放棄とみられてゐるものである。
- ④ また、部分社会論とは、国家の全体社会の中で個別的に存在する思想、宗教、学術の団体、議会などの自律性が尊重される組織や団体の内部規律に関する事項などについては、法律上の争訟として認められる事案であつても、司法審査をしないといふ司法消極主義の理論のことであり、その類型に属する判例としては、一覧表の判例番号の、①ないし③、⑤、⑧ないし⑮、⑱ないし㉕及び㉖である。しかし、この部分社会論についても憲法上の根拠がなく、現在では、部分社会論といふ言葉すら次第に使はれなくなり、判例①によつて判例㉗が変更されるなど、部分社会論自体が破綻してきたことを意味してゐる。
- ⑤ ところで、被告が準備書面(1)で指摘してゐる最高裁昭和56年4月7日第三

小法廷判決は、判例⑳の宗教団体についての部分社会論に関する判例であつて、本件には全く関係のないものである。

- ⑥ さらに、民衆訴訟といふのは、行政事件訴訟法第5条（この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。）及び同第42条（民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。）定められてみると、特別に法律の定めがない限り提起できないものである。法律に定めのある民衆訴訟としては、選挙無効・当選無効の争訟（公職選挙法第202条以下）、住民訴訟（地方自治法第242条の2）、最高裁判所裁判官国民審査無効訴訟（最高裁判所裁判官国民審査法第36条）であり、直接的な利害関係のない立場で国又は公共団体の機関の行為の是非を求める訴訟の類型である。そして、この類型に属する判例としては、一覧表の判例番号の、④、⑥、⑦、⑰、⑳ないし㉘であり、被告が準備書面（1）で指摘してある最高裁平成3年4月19日第二小法廷判決は、このうちの判例⑰に該当する。
- ⑦ 裁判所法第3条第1項（裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。）の前段（日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判する権限）は第1類型、第2類型及び第3類型のすべてに関するものであり、後段（その他法律において特に定める権限）は第3類型のみに関するものである。つまり、第3類型は、法律上の争訟であるか否かを問はず、法律によつて特に定められた権限に関するものであつて、非訟事件はこれに属することになる。そして、被告が準備書面（1）で指摘する最高裁令和3年4月19日第二小法廷判決は、この第3類型に含まれる判例⑰である。
- ⑧ このやうに、第1類型及び第2類型は、いずれも司法消極主義によるものであり、第3類型は司法積極主義を模索してあるものである。被告は、この第3類型に含まれる判例⑰の解釈から本件訴訟を分析しやうとするのであるが、この判例⑰の事案の構造についての被告の判断には重大な誤りがある。
- ⑨ まづ、判例⑰の説示が、「本件各訴えは、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則及び家庭裁判所出張所設置規則の一部を改正する規則（平成元年最高裁判所規則第五号。以下「本件改正規則」という。）のうち、福岡地方裁判所及び福岡家庭裁判所の各甘木支部を廃止する部分について、これが憲法三二条、一四条一項、前文に違反するとし、また、本件改正規則の制定には同法七七条一項所定の規則制定権の濫用の違法がある等として、上告人らが廃止に係る福岡地方裁判所及び福岡家庭裁判所の各甘木支部の管轄区域内に居住する国民としての立場でその取消しを求めるというものであり、上告人らが、本件各訴えにおいて、裁判所に対し、右の立場以上に進んで上告人らにかかわる具体的な紛争についてその審判を求めるものでないことは、その主張自体から明らかである。そうすると、本件各訴えは、結局、裁判所に

対して抽象的に最高裁判所規則が憲法に適合するかしないかの判断を求めるものに帰し、裁判所法三条一項にいう「法律上の争訟」に当たらないというほかはない。」とした点は是認できる。

- ⑩ しかし、その前提事実として、「福岡地方裁判所及び福岡家庭裁判所の各甘木支部」を管轄として申立ができるのは、その「管轄区域内に居住する国民」だけではなく、管轄区域内に居住する国民のみの固有の権利が侵害されたのではないといふことである。

しかも、上告人らが、具体的に「福岡地方裁判所及び福岡家庭裁判所の各甘木支部」に何らかの申立をしようとしたが、支部の廃止によつて同支部への申立ができなくなつたといふ具体的な事実があつたのではない。そのやうな事実があれば、廃止に伴ふ申立権の妨害等による被害が発生するが、そのやうな事実はなかつたといふことである。

- ⑪ つまり、民衆訴訟類型として、何ら直接的な利害関係のない上告人が抽象的に最高裁判所規則が憲法に適合するかしないかの判断を求める訴訟であつて、このやうな民衆訴訟（第3類型）が法律制度として認められてゐない上に、それが「法律上の争訟」ではないとされるのは、この当時の法制度においては当然である。

それゆゑ、この判例⑩の事案と本件の事案とは、その問題状況と事実関係が全く異なつてゐることが明らかなのである。政府は、国民に対してワクチンの安全性及び有効性などについての説明責任を果たさないまま、矢継ぎ早に、初めに結論ありきとして武漢ウイルスワクチンの特例承認がなされる前から接種を実施する法制度を整備した。

- ⑫ そして、接種が危険であると判断して接種を拒否し、あるいは接種することによつて健康状態の悪化を懸念して接種を控へて回避する国民を無視して、大規模かつ全国的な接種推進の行政を継続して、接種が安全であるとする一方的なデマゴグで喧伝し、それに協力する多くの組織や同調者によつて接種拒絶者及び接種回避者に対する同調圧力を加へ、国民の分断を促進加速させ、実質的には接種を強制し、接種しないことによる不利益を官民挙げて強要するなど、政府は、これまで通りの愚かな政策を推進させるために、ワクチンを接種しない国民層の社会生活、経済生活を困難に陥れ、経済格差、所得格差、資産格差を増大させ、絶対的貧困層を拡大させてゐる。

- ⑬ 本件の請求の趣旨は、第一項から第十一項において、個別的に区分して請求を列挙してゐるのは、このやうな方法と形式でなければ請求の趣旨が特定できないことによるものであつて、これらの義務付け訴訟及び当事者訴訟としての確認訴訟は、国がこれまで武漢ウイルス対策として、これまで行つてきた不可分一体的な総合政策としての法令の制定、感染症対策の推進、特例承認、損失補償契約の締結、PCR検査の使用、ワクチン・バスポート等の発行による差別政策、マスク着用の実質的な強制、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年制令第122号）第5条の5及び同第12条の各第3号並びに同第5条の5及び同第12条の各第7号によつて原告らを含む国民全員に医

学的検査によらずに施設への「入場の禁止」を実施してゐること（以下、これらを「一体的処分」といふ。）によつて原告らが受ける不利益及びその危険性の一切を排除するための訴訟なのである。

- ⑭ 原告らは、これまで、著述活動、講演活動、抗議集会活動、議会活動などで、一体的処分に対して反対の意思表示活動を行ひ、訴状でも主張したとほり、令和3年6月24日には武漢ウイルスワクチンの接種中止を求める嘆願書を厚生労働省に提出する行動を行ひ、あるいはこれに協力して活動を続けてきた。

原告らと国との間には、このやうに、国の行ふ一体的処分に対して異議を唱へ続けてをり、原告らの不安感、危機感を解消しない国との間で具体的な争訟関係が存在するのであつて、しかも、本件訴訟において、国は、原告らの事実主張に対して一切の認否を行はず、徹底抗戦によつて本件訴訟を排除しやうとしてゐること自体が、一体的処分についての現実的かつ具体的な法律上の争訟が存在することの公知の事実なのである。

- ⑮ また、放送法第4条に定める放送番組の編集等の準則である第1項第4号（意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。）に完全に違反して、ワクチン接種に疑問を呈する論者のすべてを徹底して出演させず、これらの発言を完全に排除してきたすべての民放と同様に、NHKですら、ワクチンの安全性と有効性についての両論併記した番組編集を行はず、ワクチン接種を全面的に推進する政府の走狗と成り果ててゐる。ところが、これについても政府は当然のやうに改善措置を一切とることがないのである。

- ⑯ そのやうな違法な措置を執り続ける冷酷な政府に対して、国が制定した法令の適用を受け、ワクチン政策推進の対象者となつてゐる原告ら多くの国民が、我が身に迫つた接種への圧力から身を守るための緊急措置として、接種推進行政の中止を求めるため、本件訴訟を含めてあるゆる運動と要求を行つてゐる。

- ⑰ にもかかわらず、政府が本件訴訟に全面的に対決する応訴態度を取り、原告らと同じ要求をしてゐる多くの国民を要求を受け入れず、現在では有効性について決定的な疑問が医学的に示され、多くのワクチン接種による多くの死亡者が出てゐる。原告らの危機感と不安感は尋常ではないのである。

- ⑱ 本件訴訟を提起した令和3年7月30日は、いはゆる同月初めから始まつた第5波の拡大期であつた。PCR検査陽性者を武漢ウイルス感染者であると偽装してすり替へた人数が急激に増加してゐることについて、政府は、同年8月20日のピークまでは、ワクチン接種後の効果が直ぐには現れてゐないなどと説明してゐた。

- ⑲ ワクチンが効かないことを「ブレイクスルー感染」などといふ言葉遊びで誤魔化してきたのであるが、ピークを超えて急激な減少期に入ると、今度は、ワクチン効果が現れたなどと無責任な説明をする。明らかに矛盾したものであり、PCR検査陽性者の急激な減少についてはウイルス自壊説まで登場し、

少なくともワクチンには感染予防効果及び重症化予防効果があるとする科学的、医学的な根拠が示されることはなかつた。

- ⑳ また、第5波の拡大と収束といふ現象について、一度も政府による詳細な説明がなされることはなかつた。ワクチンを接種しても、第1波から第5波まで周期的に繰り返される現象は、ウイルスの性質によるものであつて、このやうな現象がワクチン効果によるものではあり得ない。ワクチン開発もなくワクチン効果もなかつた、いはゆるスペイン風邪の場合と同じ周期的な感染現象を繰り返してゐるだけなのである。
- ㉑ さらに、武漢ウイルスは、RNAウイルスであることから、頻繁に変異する性質であつて、特定の発祥地で変異し、それが世界に拡散するのではなく、世界のありとあらゆる場所で同時多発的に変異する可能性がある。それゆゑ、最悪の事態を想定するとして水際政策を採ることの有効性には大きな疑問がある。
- ㉒ 現に、令和3年11月24日に南アフリカからWHOに初めて報告されたとするオミクロン株については、水際対策とは無関係に、わが国内において市中感染といふ曖昧な概念で説明するものの、これは、国内で独自に変異して感染拡大してゐる可能性を示唆してゐるといふことである。科学的知見や医学的知見に基づくことなく、全く根拠のない憶測と仮説に基づいてこのやうな最悪の事態を想定して行ふとする政府の愚策によつて、むしろ今後において最悪の事態が生じる危険がある。
- ㉓ ところが、被告が設置した新型インフルエンザ等対策閣僚会議、新型インフルエンザ等対策有識者会議、基本的対処方針等諮問委員会などは、このやうな不都合な真実を隠蔽し続けるだけの無為無策無能であるために、原告らを含む多くの国民の不安と不信はさらに増大するばかりであつて、本件訴訟の第1回口頭弁論期日までに、原告らは様々な主張の追加をしたにもかかわらず、提訴から4か月半を経過して被告は準備書面(1)を提出してきたものの、これには、訴状「請求原因」事実について一切認否してをらず、原告らの不安と不信を払拭しやうとはせず、事実を隠蔽し続ける徹底交戦の対決姿勢を示して説明責任を全く果たしてゐないこと自体が、原被告間に法律上の争訟の事実が具体的に存在してゐることの証左なのである。
- ㉔ 厚生労働省は、ワクチン接種が開始された令和3年2月17日から同年12月17日までの対象期間に、ワクチン接種後の死亡例が1431人であつたとし、ワクチン接種との因果関係があると結論づけられた事例はなく、接種と疾患による死亡との因果関係が、統計的に認められた疾患もないとする。
- ㉕ つまり、ワクチン接種と死亡との因果関係について、死亡例の99.3%が「評価不能」であるとして因果関係が否定されてゐるが、ワクチン接種後の死亡者の病理解剖は、僅か2%しかなされてをらず、これでは評価不能として因果関係が否定されるのは必至である。被害者の側から、科学的、医学的立証による厳密な死亡との因果関係を証明するのは実質的に不可能であつて、それでも国は、それが立証されなければ死亡との因果関係を認めず、補償の対

象としないのである。

- ⑳ 大規模災害などによつて死亡者が例年に比べて増加することがある。厚生労働省の人口動態統計によると、たとへば、平成6年の死亡者数は875,933人であつたが、阪神淡路大震災のあつた翌平成7年は、死亡者数が922,139人となり、46,206人、約5.28%増加してゐる。また、平成22年の死亡者数は1,197,012人であつたが、東日本大震災のあつた翌平成23年は、死亡者数が1,253,066人となり、56,054人、約4.68%増加してゐる。
- ㉑ また、令和3年12月21日に発表された人口動態統計速報（令和3年10月分）によると、令和2年1月から10月までの死亡者数は、1,132,904人であつたが、ワクチン接種が始まつた年の翌令和3年1月から10月までの死亡者数は1,195,457人となり、62,553人、約5.52%増加してゐる。しかし、令和2年と令和3年とでは、コロナ禍の状況はほぼ同じで、これ以外に国民の健康を脅かす災害、事件などはなかつた。違つたのは、国民の大多数がワクチン接種を受けただけである。
- ㉒ さうすると、疫学的見地からすれば、阪神淡路大震災や東日本大震災の場合以上に死亡者数の急増、死亡率の増加は、ワクチン接種以外にあり得ない。ワクチン接種が阪神淡路大震災や東日本大震災に勝とも劣らない「災害」だつたことなのである。
- ㉓ このことは、前述したやうに、ワクチン接種後の死亡例が1431人であり、そのすべてがワクチン接種とは因果関係がないとする医学的と称する検討とは全く異なつた統計的な現実がある。これこそが、殺人ワクチンであるとされる所以なのである。
- ㉔ 本来であれば、ワクチン接種と死亡との時間的接着性があれば、国は、死亡者の既往症及び接種後の症状の推移なども踏まへて、疫学的因果関係を肯定して賠償保障に応じる必要がある。ところが、そのやうな法的措置を講じないまま、科学的、医学的な因果関係の証明がなければ補償をすることができないとしながらも、それでもワクチン接種を奨励することは、国民の幸福追求権と適正手続の保障を侵害してゐることになる。因果関係の立証を医学的、科学的知見と経験の乏しい国民に負担させることは、不能を強いることであり、幸福追求権と適正手続の保障を侵害するものである。国がその因果関係の存否を科学的、医学的に証明する方法を国民に提供できないのは、ワクチン接種の危険性を証明してゐるに等しいのである。ワクチン接種によつて死亡しても一切賠償保障がされない。死亡することは自己責任であり、国は、賠償の保障を一切しないのである。
- ㉕ にもかかはらず、ワクチン接種を奨励することは、国民に対して、補償のない「死亡クジ」を引かせることに等しい。接種と死亡との時間的接着性が認められる死亡例については、疫学的な因果関係が認められるとして補償の対象としない限り、ワクチン接種を奨励することの違法性はある。
- ㉖ 特に、モデルナ製のワクチンについては、かねてより心筋炎、心膜炎の危険が指摘されてゐたが、厚生労働省は、特例承認をなすに際してはこれを指

摘せず、大量のワクチン接種を繰り返して数多くの人体実験を実施した末に、やうやく令和3年12月3日、ファイザー製とモデルナ製のワクチンの接種後に、心筋炎と心膜炎について、「重大な副反応」として添付文書に記載することを決めた。これは、これまで原告ら国民全員に対して、安全性に関する重大な虚偽の説明をしてきたことになる。

- ③③ 原告らは、ワクチン接種をすることによる死亡の危険、さらには、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎、血小板減少症を伴ふ血栓症、異物混入などによる危険に晒されてゐるのであつて、これは多くの国民と共通した危険なのであり、そのことを峻拒する原告ら国民の権利を否定してゐる国とは、このやうに、熾烈で深刻な対立状態にある。まさに静かな「内乱」とでもいふべき争訟状態にあるのである。これこそまさに公法上の法律関係における「法律上の争訟」以外のなにものでもない。
- ③④ 原告らの請求は、判例①⑦の上告人らのやうな、抽象的で直接的な利害関係のない請求ではなく、具体的・現実的かつ切実な請求なのであつて、平成16年の改正行政事件訴訟法で認められた義務付け訴訟及び当事者訴訟の確認訴訟として提起したのが本件訴訟なのである。
- ③⑤ 原告らには、平穏な生活を回復する権利がある。武漢ウイルス感染症（新型コロナウイルス等感染症）は、実質的には1類感染症のエボラ出血熱などと同等以上の指定がなされてゐるが、これを取り消して、季節性のインフルエンザなどの5類感染症に指定変更されるだけで生活状況は劇的に改善されるのであるが、国は依然としてこれを行はない。
- ③⑥ また、マスク着用の法的義務がないにもかかわらず、国は、ワクチン接種の奨励と同様に、社会の同調圧力を利用してマスク着用を喧伝し実質的には着用を強制して様々な弊害を生じさせてゐる。
- ③⑦ しかし、原告らには、このやうなワクチン接種、マスク着用の圧力から解放され、国民の分断状態を消滅させ、国民全体が武漢ウイルス以前の生活環境、経済環境、文化芸術環境などの正常さを取り戻すことを希求する権利がある。
- ③⑧ 原告らは、ワクチン利権に奉仕し続ける国に対して、幸福追求権（憲法第13条）と、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（憲法第25条第1項）を行使し、それを現実に妨げ続けてきた国に対し、憲法第25条第2項（国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。）の責務を果たすやう、一体的処分の全面撤回を求めて具体的な権利関係に基づく請求をしてゐるのである。
- ③⑨ 原告らは、令和3年8月30日付け準備書面（3）の第一及び本準備書面（5）の第一による請求の趣旨第一項ないし第十一項の全ての請求が不可分一体的に認容されて、一体的処分が撤回されて原状回復がなされることによつて原告らを含むすべての国民の被害が回復できるのであつて、被告国の武漢ウイルスに関するすべての政策を廃止させて原状回復を求める妨害排除請求及び妨害予防請求等の権利があり、その実現のために本訴を提起したのであ

る。

- ④⑩ そして、ワクチンには武漢ウイルスの感染予防効果がなく、重症化予防効果も、その有効期間が6か月程度であり、しかも、変異ウイルスには効果が不明としながらも、変異ウイルスの感染拡大ごとに、被告は、有効性の証明されておらずワクチン接種を高年齢者などに対して新たに行ふといふ大規模な人体実験を行はうとしてゐる。
- ④⑪ しかし、武漢ウイルスはRNAウイルスであり、頻繁に変異する性質のものであるから、変異に対応してワクチン接種をするのであれば、少なくとも年間数回のワクチン接種が必要となり、3回目接種だけに留まらず、際限なく接種を繰り返し、体内にその毒性が蓄積されて死亡を含む甚大な健康被害を生むことになる。
- ④⑫ 高齢者である原告らとしては、国からワクチンを際限なく接種を優先的に奨励される対象とされ、その不安と危険から逃れることができない状況に今後も追ひ込まれて行くのであつて、優先接種対象者である原告らと、それを積極的に推奨する国との関係は、ワクチン接種を巡る公法上の法律関係であることが明らかなのである。
- ④⑬ ところで、判例⑩において、「管轄区域内に居住する国民としての立場」とあるが、本件は、地域性に限定された「居住する国民」として立場の訴訟ではない。管轄区域内の住民には、支部廃止に伴ふ具体的な利害関係は生じないのに対して、本件は、国が国民に適用する法令によつて直接的・具体的な公法上の法律関係が発生するのであつて、国民の立場以外に必要な要件はない。それが要求されるのであれば、法の下での平等に違反することになるのである。
- ④⑭ 被告が法律上の争訟の要件とし、「(1)当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて(以下、この要件を「要件(1)」という。)、かつ、(2)それが法令の適用により終局的に解決することができるもの(以下、この要件を「要件(2)」という。)に限られる。」とする点は、判例⑦でも繰り返し説示されてゐるところでもあり、この要件(1)をさらに2つの要素に分解して、「①当事者間に具体的な紛争が存在すること、②それは、権利義務ないし法律関係の存否に関するものであること」して、これらの呼称に従ふことは吝かではないとしても、本件は、要件(1)①、②及び要件(2)のいずれも満たしてゐるのであつて、これらの要件該当性がないとする被告の主張は論理の飛躍も甚だしいものがある。
- ④⑮ つまり、判例⑩は、法律に特別の定めのない民衆訴訟類型の訴訟であつて、要件(1)①及び②を満たしてゐないことは明らかであり、本件訴訟とは全く異なるのである。原告らが主張してゐるとほり、国が定めた具体的な種々の法令は、国民に向けられた法令であるが故に、当然に原告らに適用されるといふ具体的な公法上の法律関係が存在してゐるのである。
- ④⑯ 判例⑩が、「上告人らが、本件各訴えにおいて、裁判所に対し、右の立場以上に進んで上告人らにかかわる具体的な紛争についてその審判を求める

ものでない」と説示するのは、上告人らが、「管轄区域内に居住する国民としての立場」以上に、具体的な当該支部に裁判を提起しえた案件があつたのに、それができなかつたといふことなど、居住する国民「の立場以上に進んで上告人らにかかわる具体的な紛争」がないことを説示してゐるのである。ここでの「右の立場以上に進んで」といふのは、「管轄内に居住する国民」といふ意味であつて、「国民全般」を意味しない。

- ④⑦ それにもかかはらず、被告が引用する『最高裁判所判例解説民事篇平成3年度』（財団法人法曹会、平成6年2月25日発行）の書籍の237頁以下ある福岡右武氏の論文では、確かに、「このような客観訴訟(いわば国民訴訟)は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないものというほかはないであろう。」(同248及び249ページ)と解説されているところである。」とあるが、これを現時点で引用する国の主張は余りにも倒錯した見解である。
- ④⑧ この論文が発表された平成6年では、もちろん平成16年の行政事件訴訟法改正以前のことである。ここで、「客観訴訟(いわば国民訴訟)」とされてゐるのは、これが民衆訴訟類型であることを認識した上でのことである。この時点では、判例④⑦を適法に提起しうる具体的な利害関係のない者からの一般的な民衆訴訟を定めた規定がなかつたために、「裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないものというほかはないであろう。」とあるだけであつて、これは、裁判所法第3条第1項の後段(その他法律において特に定める権限)のことを踏まへてのことで当然のことであるが、本件は、平成16年改正行政事件訴訟法による義務付け訴訟であり、確認請求の当事者訴訟なのであり、これこそ、「法律に特別の定め」がある訴訟として本件は認められるのである。
- ④⑨ 国は、福岡論文を踏まへて、「そうだとすれば、ある訴えが、裁判所に対し、国民としての立場以上に進んで、原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものでない場合には、当該訴えは「法律上の争訟」に当たらないものと解される。」として、原告らの請求の趣旨第一項は「法律上の争訟」には当たらないとするのであるが、これまで述べてきたとおり、国の主張は時空間を超えた摘まみ食ひによるすり替へ主張であつて失当である。
- ⑤⑩ 判例④⑦の「右の立場以上に進んで」といふのは、前述したとおり、抽象的な住民であるとするだけの立場を超えて、国との具体的な法律関係の立場があれば法律上の争訟として認められるといふ意味なのであるが、国はこれを「国民としての立場以上に進んで」と完全にすり替へた主張をしてゐることになる。「一般の国民の立場以上」といふが、国民には、以上も以下もなく平等である。このコロナ禍といふ異常事態において、国民全員について1人につき10万円の特別定額給付金の支給関係を含めて、一般国民と国との公法的な具体的な権利関係がないなど平然と主張する被告国は、果たしてどこの国の政府なのか。

3 同3について

(1) 同 (1) について

ア 同アについて

- ① 概ね認める。
- ② ただし、「処分性」の概念について争ふ。

イ 同イ及び同ウについて

- ① 指摘されてゐる判例の存在は認め、その余はすべて争ふ。
- ② 被告が引用する平成18年7月14日最高裁判所第二小法廷判決（民集第60巻6号2369頁。以下「平成18年最判」といふ。）の判決文によれば、「本件改正条例は、旧高根町が営む簡易水道事業の水道料金を一般的に改定するものであって、そもそも限られた特定の者に対してのみ適用されるものではなく、本件改正条例の制定行為をもって行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視することはできないから、本件改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないというべきである。」とあり、「その政令の制定行為をもって行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視することができるような極めて例外的な場合に限られるというべきである」との被告の解釈を争ふものではないが、ここで言ふ「行政庁が法の執行として行う処分」とは、行政事件訴訟法第3条第2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）」のうちの「行政庁の処分」であつて、「その他公権力の行使に当たる行為」を含む「処分」のことではないのである。

ウ 処分性について

- ① 処分性に関して被告が引用する昭和39年10月29日最高裁判所第一小法廷判決（民集第18巻8号1809頁。以下「昭和39年最判」といふ。）と同判例が引用する昭和30年2月24日最高裁判所第一小法廷判決（民集第9巻2号217頁。以下「昭和30年最判」といふ。）は、いずれも「行政事件訴訟法」（昭和37年法律第139号）についてのものではなく、廃止された「行政事件訴訟特例法」（昭和23年法律第81号）に関するものである。
- ② 行政事件訴訟特例法第1条は、「行政庁の違法な処分の取消又は変更に係る訴訟その他公法上の権利関係に関する訴訟については、この法律によるの外、民事訴訟法の定めるところによる。」とあり、上記2つの判例は、この第1条の解釈のものである。
- ③ 昭和39年最判では、「行政事件訴訟特例法一条にいう行政庁の処分とは、

所論のごとく行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によつて、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいうものであることは、当裁判所の判例とするところである（昭和二八年（オ）第一三六二号、同三〇年二月二四日第一小法廷判決、民集九卷二号二一七頁）。」とし、昭和30年最判でも、「行政事件訴訟特例法が行政処分の取消変更を求める訴を規定しているのは、公権力の主体たる国又は公共団体がその行為によつて、国民の権利義務を形成し、或はその範囲を確定することが法律上認められている場合に、具体的の行為によつて権利を侵された者のために、その違法を主張せしめ、その効力を失わしめるためである。従つて、特例法にいう行政処分はこのような効力を持つ行政庁の行為でなければならない。」と説示してゐる。

- ④ 行政事件訴訟特例法第1条の「行政庁の違法な処分」といふのは、上記2つの判例のいふ「行政庁の処分」、「行政処分」であり、これが行政事件訴訟法第3条第2項の「行政庁の処分」として引き継がれたのである。
- ⑤ そして、行政事件訴訟法第3条第2項では、「この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。」として、同法での「処分」とは、「行政庁の処分」と「行政庁の・・・その他公権力の行使に当たる行為」のことであつて、「処分」＝「行政庁の処分」＋「行政庁の・・・その他公権力の行使に当たる行為」となつてゐるのである。
- ⑥ それゆゑ、「行政庁の処分」＝「処分」ではないのであつて、上記2つの判例は、「行政庁の・・・その他公権力の行使に当たる行為」について判断されたものではないのである。昭和39年最判は、行政事件訴訟法が施行された昭和37年10月1日以後のものであるが、あくまでもこれは行政事件訴訟特例法第1条についての判断なのである。
- ⑦ 従つて、被告が昭和39年最判に基づいて、「行政庁の処分」についてのみ主張するが、原告らが請求の趣旨で取消等を求める「処分」とは、行政事件訴訟法第3条第2項の「処分」であつて、「行政庁の・・・その他公権力の行使に当たる行為」について被告は争つてはゐないのである。
- ⑧ 原告らは、「行政庁の処分」についても、平成18年最判の解釈に基づき、被告が指摘するやうに、本件政令制定行為及びその取消行為については、「*政令の制定行為をもって行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視することができるような極めて例外的な場合*」に該当すると主張するものである。
- ⑨ すなはち、本件政令制定行為によつて、請求の趣旨第一項ないし第十一項が対象としてゐる一体的処分による「法令の執行」が不可分一体のものとして連続的になされたのであつて、これらは本件政令制定行為と不可分一体となつてゐるのであるから、実質的に同視できるからである。

⑩ このことと同様に、本件政令取消行為は、制定行為による法令の執行の巻き戻しとしての原状回復行為であるから、これも一体的処分による法令の執行と実質的に同視できるのである。

⑪ また、仮に、本件政令制定行為及び本件政令取消行為その他一体的処分の一部または全部が「行政庁の処分」でないとしても、一体的処分のすべてが「行政庁の・・・その他公権力の行使に当たる行為」であることは多言を要しないところである。

(2) 同 (2) について

ア すべて争ふ。

イ 行政事件訴訟法第37条の2第3項の法律上の利益があり、訴の利益があることについては、前記第二の二2イ⑩ないし⑫で述べたとおりである。

ウ すなはち、一体的処分の出発点となる本件政令指定行為が取り消されることによつて、原告らの社会生活における不安定な地位が安定化して原状回復するのであるから、「法律上の利益」（行訴法37条の2第3項）があることは明らかなのである。

(3) 同 (3) について

争ふ。

4 同4について

争ふ。

二 同書面の第2ないし第4について

1 すべて否認ないし争ふ。

2 法律上の争訟及び処分性については、前述したとおりである。

三 同書面の第5について

1 すべて否認ないし争ふ。

2 法律上の争訟及び処分性については、前述したとおりである。

3 被告は、排他的管轄の原則を主張して、請求の趣旨第四項の特例承認の取消は「原則として、取消訴訟によらなければならない」とするが、そのやうな原則には法的根拠が全く存在せず、被告の主張は失当である。

4 しかも、被告は、この取消訴訟を原告らが提起しえたとするのであるが、その原告適格を定めた行政事件訴訟法第9条には、「処分の取消しの訴え及び裁決の取消

しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。」と定められてゐることから、被告は、原告らに取消訴訟の原告適格を認めたといふことになる。

- 5 さうであれば、原告らの請求の趣旨第四項以外の請求の趣旨の訴についても原告適格があることを自白したことになるのである。

四 同書面の第6について

- 1 すべて否認ないし争ふ。
- 2 法律上の争訟については、前述したとおりである。
- 3 被告は、請求の趣旨第五項の訴には確認の利益（即時確定の利益）がないと主張するが、失当である。
- 4 被告は、「予防接種法 9条1項及び2項の各規定は、その文言からも明らかなとおり、予防接種を受ける努力義務を定めた訓示規定であり、これらの規定により直接の法的義務、法的効果が発生することはなく、予防接種の対象者がこれに従わなかったとしても、何ら法的不利益が課されるものではないから（厚生労働省健康局結核感染症課監修「逐条解説予防接種法」（乙1）75ページ参照）、原告らの権利又は法律上の地位に不安、危険が存在するとはいえず、予防接種法9条1項及び2項に基づく予防接種義務の存否を確定することを求める確認の訴えが、当事者の権利又は法律上の地位の不安危険を除去するために有効かつ適切な手段であるとは到底認められない。」とするが、前記第二の一2（1）イの「法律上の争訟について」で詳細の主張したとおり、安全性、有効性についての科学的な説明とそれに対する批判とを両論併記して国民の判断に委ねることをせず、専ら安全性と有効性があるとして一方的に喧伝し、それに協力し同調する者を総動員して、非接種者に対する同調圧力を煽り立てる手法は、ナチスによるプロパガンダの手法と全く同様であり、被告は、実質的に完璧なまでの接種強制を行つてゐるのである。
- 5 それゆゑ、「予防接種義務の存否を確定することを求める確認の訴えが、当事者の権利又は法律上の地位の不安危険を除去するために有効かつ適切な手段である」ことは勿論であり、これしか手段の選択ができないほど、現行の訴訟制度は制限されて居るのである。

五 同書面の第7について

- 1 すべて否認ないし争ふ。
- 2 法律上の争訟及び確認の利益（即時確定の利益）については、前述したとおりである。

六 同書面の第8について

- 1 すべて否認ないし争ふ。
- 2 法律上の争訟及び確認の利益（即時確定の利益）については、前述したとおりである。
- 3 被告は、請求の特定を欠くと主張するが、失当である。
- 4 前記第一の二2で述べたとおり、被告は、PCR検査を国の所属機関のみならず、全国的規模において、被告の法令に基づいて民間の医療機関等の実施機関で実施を指示、指導及び推奨して実行させていることは明らかであり、請求の特定はされてゐる。

七 同書面の第9について

- 1 すべて否認ないし争ふ。
- 2 法律上の争訟については、前述したとおりである。

八 同書面の第10について

- 1 すべて否認ないし争ふ。
- 2 法律上の争訟及び確認の利益（即時確定の利益）については、前述したとおりである。
- 3 被告は、請求の趣旨第九項ないし第十一項の訴について、行政事件訴訟法第4条後段の「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の対象となるべき適格を欠くと主張するが、これも前述したとおりであつて失当である。

九 同書面の第11について

- 1 すべて否認ないし争ふ。
- 2 本件における公務員の法的義務違反は、憲法違反を含めて、これまで主張してきたとおりであり、被告の機関である国会及び内閣の連携と共謀によつて、それぞれに属する公務員の共同により、請求の趣旨第一項ないし第十一項にかかる一体的処分とその結果は、いづれも違法な職務執行行為によつてなされた国家賠償法及び民法上の共同不法行為なのである。
- 3 これら一連の行為に関与した公務員の特定と各人のそれぞれの職務行為の特定については、必ずしも定かではないが、当時の国会、内閣、菅義偉内閣総理大臣、加藤勝信内閣官房長官、厚生労働省、田村憲久厚生労働大臣、西村康稔新型コロナウイルス感染症対策担当大臣、河野太郎新型コロナウイルスワクチン接種推進担当大臣などを首謀者として、これを補助した数多く公務員が存在するのである。
- 4 昭和57年4月1日最高裁判所第一小法廷判決（民集第36巻4号519頁）によれば、「国又は公共団体に属する一人又は数人の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のど

のような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、右の一連の行為のうちいずれかに故意又は過失による違法行為があつたのでなければ右の被害が生ずることはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき専ら国又は当該公共団体が国家賠償法上又は民法上賠償責任を負うべき関係が存在するときは、国又は当該公共団体は、加害行為の不特定の故をもつて右損害賠償責任を免れることはできない。」とあり、これは本件においても適用されるのである。

判例一覧表

(法律上の争訟(裁判所法第3条第1項)関連のもの)

- ① 令和2年11月25日最高裁判所大法廷判決(民集第74卷8号2229頁)

判決要旨

「普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる。」(判例⑳の昭和35年10月19日最高裁判所大法廷判決(民集第14卷12号2633頁)を変更)

- ② 平成31年2月14日最高裁判所第一小法廷判決(民集第73卷2号123頁)

判決要旨

- 「1 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきである。
- 2 市議会の議会運営委員会による議員に対する嚴重注意処分決定は、議員としての行為に対する市議会の措置であり、市議会の定めた政治倫理要綱に基づくものであって特段の法的効力を有するものではないという事情の下においては、その適否については議会の自律的な判断を尊重すべきであり、当該決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえない。」

- ③ 平成30年4月26日最高裁判所第一小法廷判決(集民第258号61頁)

判決要旨

「愛知県議会議長の同県議会議員に対する発言の取消命令の適否は、司法審査の対象とはならない。」

- ④ 平成26年7月9日最高裁判所第二小法廷決定(集民第247号39頁)

決定文

「本件訴訟は、選挙人が民衆訴訟(行政事件訴訟法5条)である公職選挙法204条の選挙無効訴訟として選挙人たる資格で提起したものであるところ、民衆訴訟は、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」ではなく同項の「その他法律において特に定める権限」に含まれるものとして、「法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる」ものとされている(行政事件訴訟法42条)」

⑤ 平成21年9月15日最高裁判所第三小法廷判決（集民第231号563頁）

判決要旨

「宗教法人がその所有する土地の明渡しを求める訴えは、請求の当否を決する前提問題となっている占有者である住職に対する擯斥処分 of 効力を判断するために、宗教上の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することを避けることができないという事情の下においては、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に当たらず、不適法である。」

⑥ 平成17年9月14日最高裁判所大法廷判決（民集第59巻7号2087頁）

在外国民に国政選挙における選挙権に関する訴訟において、東京高等裁判所平成12年11月8日判決が、「本件の各確認請求に係る訴えはいずれも法律上の争訟に当たらず不適法であるとして却下すべきものとし、また、本件の国家賠償請求はいずれも棄却すべきものとした。」との点を破棄して、法律上の争訟であることを認めてゐる。

⑦ 平成14年7月9日最高裁判所第三小法廷判決（民集第56巻6号1134頁）

判決文

「行政事件を含む民事事件において裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる（最高裁昭和51年（オ）第749号同56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443頁参照）。国又は地方公共団体が提起した訴訟であつて、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるといふべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであつて、自己の権利利益の保護救済を目的とするものといふことはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されるものと解される。」

⑧ 平成14年2月22日最高裁判所第二小法廷判決（集民第205号441頁）

判決要旨

「宗教法人がその所有する建物の明渡しを求める訴えは、請求の当否を決定するために判断することが必要な前提問題が宗教上の教義、信仰の内容に深くかかわ

っており、その内容に立ち入ることなくしては前提問題の結論を下すことができないという事情の下においては、法律上の争訟に当たらない。」

⑨ 平成12年1月31日最高裁判所第二小法廷判決（集民第196号427頁）

判決文

「原審は、右事実関係の下において、（一）上告人は当初被上告人の代表役員として旧寺院を占有していたところ、その後を受けた擯斥処分が有効であるとすれば、上告人は、被上告人の代表役員としての地位を喪失し、個人のために旧寺院を占有していることになり、擯斥処分が無効であるとすれば、上告人が引き続き被上告人の代表役員として旧寺院を占有していることになるが、この場合に、上告人において法人の機関として物を所持するにとどまらず、個人のためにもこれを所持するものと認めるべき特別の事情があるときは、個人としての占有をも有していることになる、（二）上告人は、新寺院に転居するまで家族と共に旧寺院に居住しており、その間の旧寺院の占有については、右特別の事情があったといえるが、右転居後の旧寺院の占有については、上告人が被上告人の代表者であるとされる場合において、上告人が被上告人の機関として旧寺院を占有しているにすぎず、右特別の事情は認められない、（三）そうすると、上告人の個人としての占有を認めるためには、上告人に対する擯斥処分が有効であることを確定する必要があるが、右の点を判断するには、宗教上の教義ないし信仰の内容に深く立ち入らざるを得ないから、結局、上告人の本件訴えは、法律上の争訟に該当しないと判断し、これを不適法として却下すべきものとした。三 しかしながら、原審の右二の（二）、（三）の判断は是認することができない。」

⑩ 平成11年9月28日最高裁判所第三小法廷判決（集民第193号739頁）

判決要旨

「宗教法人の代表役員及び責任役員の地位にあることの確認を求める訴えにおいて、紛争の経緯及び当事者双方の主張に照らせば、請求の当否を決する前提問題である住職罷免処分の効力の有無については宗教団体内部における教義及び信仰の内容が本質的な争点となるものであり、これを判断するには、裁判所が宗教上の教義及び信仰の内容について一定の評価をすることを避けることができないという事情の下においては、右の訴えは、法律上の争訟に当たらず、不適法である。」

⑪ 平成6年6月21日最高裁判所第三小法廷判決（集民第172号703頁）

判決要旨

「町議会が議員に対し同人が町所有の土地を不法に占拠しているとして議員辞職勧告決議等をしたことが、同人に対する名誉き損に当たるとして国家賠償を請求

する訴えは、裁判所法三条一項にいう「法律上の争訟」に当たる。」

⑫ 平成5年11月25日最高裁判所第一小法廷判決（集民第170号475頁）

判決要旨

「甲が宗教法人乙の代表役員等の地位にあることの確認を求め、乙が甲に対して所有権に基づき建物の明渡しを求める訴訟において、訴訟が提起されるに至った紛争の経緯及び当事者双方の主張並びに訴訟の経過に照らして、当該訴訟の争点を判断するには、宗教上の教義ないし信仰の内容について一定の評価をすることを避けることができない場合には、甲の地位確認及び乙の建物明渡しを求める訴えは、いずれも裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に当たらない。」

⑬ 平成5年9月10日最高裁判所第二小法廷判決（集民第169号629頁）

判決要旨

「宗教法人がその所有する建物の明渡しを求める訴訟において、訴訟が提起されるに至った紛争の経緯及び当事者双方の主張並びに訴訟の経過に照らして、当該訴訟の争点を判断するには、宗教上の教義ないし信仰の内容について一定の評価をすることを避けることができない場合には、右の明渡しを求める訴えは、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に当たらない。」

⑭ 平成5年9月7日最高裁判所第三小法廷判決（民集第47巻7号4667頁）

判決要旨

「特定の者が宗教団体の宗教活動上の地位にあることに基づいて宗教法人である当該宗教団体の代表役員の地位にあることが争われている訴訟において、その者の宗教活動上の地位の存否を審理、判断するにつき、当該宗教団体の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することが必要不可欠である場合には、右の者の代表役員の地位の存否の確認を求める訴えは、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に当たらない。」

⑮ 平成5年7月20日最高裁判所第三小法廷判決（集民第169号319頁）

判決要旨

「宗教法人がその所有する建物の明渡しを求める訴訟において、訴訟が提起されるに至った紛争の経緯及び当事者双方の主張並びに訴訟の経過に照らして、当該訴訟の争点を判断するには、宗教上の教義ないし信仰の内容について一定の評価をすることを避けることができない場合には、右の明渡しを求める訴えは、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に当たらない。」

⑯ 平成5年2月25日最高裁判所第一小法廷判決（民集第47巻2号643頁）

判決要旨

- 「一 民事上の請求として自衛隊の使用する航空機の離着陸等の差止め及び右航空機の騒音の規制を求める訴えは不適法である。
- 二 国が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づきアメリカ合衆国に対し同国軍隊の使用する施設及び区域として飛行場を提供している場合において、国に対し右軍隊の使用する航空機の離着陸等の差止めを請求することはできない。
- 三 国及びアメリカ合衆国軍隊が管理する飛行場の周辺住民が右飛行場に離着陸する航空機に起因する騒音等により被害を受けたとして国に対し慰謝料の支払を求めたのに対し、単に右飛行場の使用及び供用が高度の公共性を有するということから右被害が受忍限度の範囲内にあるとした原審の判断には、不法行為における侵害行為の違法性に関する法理の解釈適用を誤つた違法がある。」

⑰ 平成3年4月19日最高裁判所第二小法廷判決（民集第45巻4号518頁）

判決文（理由）

「上告代理人竹中一郎の上告理由第一点について

裁判所法三条一項の規定にいう「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるのは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限られるところ、このような具体的な紛争を離れて、裁判所に対して抽象的に法令が憲法に適合するかしないかの判断を求めることはできないものというべきである（最高裁昭和二七年（マ）第二三号同年一〇月八日大法廷判決・民集六巻九号七八三頁、同昭和六一年（オ）第九四三号平成元年九月八日第二小法廷判決・民集四三巻八号八八九頁参照）。

これを本件についてみるに、本件各訴えは、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則及び家庭裁判所出張所設置規則の一部を改正する規則（平成元年最高裁判所規則第五号。以下「本件改正規則」という。）のうち、福岡地方裁判所及び福岡家庭裁判所の各甘木支部を廃止する部分について、これが憲法三二条、一四条一項、前文に違反するとし、また、本件改正規則の制定には同法七七条一項所定の規則制定権の濫用の違法がある等として、上告人らが廃止に係る福岡地方裁判所及び福岡家庭裁判所の各甘木支部の管轄区域内に居住する国民としての立場でその取消しを求めるというものであり、上告人らが、本件各訴えにおいて、裁判所に対し、右の立場以上に進んで上告人らにかかわる具体的な紛争についてその審判を求めるものでないことは、その主張自体から明らかである。そうすると、本件各訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に最高裁判所規則が憲法に適合するかしないかの判断を求めるものに帰し、裁判所法三条一項にいう「法律上の争訟」に当たらないというほかはない。

以上のとおりであるから、原審が本件各訴えを右「法律上の争訟」に当たらないとした判断は、正当として是認することができる。所論は憲法三二条違反をいうが、原審が本件各訴えを右「法律上の争訟」に当たらないと判断したことが憲法三二条に違反するものでないことは、最高裁昭和二三年（れ）第五一〇号同二四年三月二三日大法廷判決・刑集三卷三号三五二頁、同昭和三年（オ）第一九五号同三五年一月七日大法廷判決・民集一四卷一三号二九六四頁の趣旨に徴して明らかである。

所論のその余の違憲の主張は、原審の右判断に誤りがあることを前提とするものであって、その前提を欠く。論旨は、採用することができない。

同第二点について

不適法な訴えでその欠缺を補正することができないものである場合には、口頭弁論を経ないで判決をもって右訴えを却下することができる（民訴法三七八条、二〇二条参照）ところ、本件各訴えは、前記のとおり裁判所法三条一項にいう「法律上の争訟」に当たらないものであるから、不適法な訴えでその欠缺を補正することができないものに当たるといふべきである。したがって、原審が本件各訴えにつき口頭弁論を開く措置を探らなかったことに所論の違法があるということとはできない。

所論違憲の主張も、その実質は、原審が口頭弁論を開かなかったことの違法を主張するものにすぎず、失当である。論旨は、採用することができない。」

⑱ 平成元年9月8日最高裁判所第二小法廷判決（集民第157号519頁）

判決要旨

「甲が乙宗教団体から受けた擯斥処分によりその僧侶たる地位を喪失したか否かが、自己が乙の被包括宗教団体である丙の代表役員及び責任役員の地位にあることの確認を求める甲の請求の前提をなしている場合において、右処分の効力の有無が紛争の本質的争点をなすとともに、その効力についての判断が訴訟の帰すを左右する必要不可欠のものであり、しかも、右処分事由の存否すなわち甲の言説が乙の教義及び信仰を否定する異説に当たるか否かの判断が乙の教義、信仰の内容に深くかかわっているため、右教義、信仰の内容に立ち入ることなくして右処分の効力の有無を判断することができないときは、右訴訟は、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に当たらない。」

⑲ 平成元年9月8日最高裁判所第二小法廷判決（民集第43卷8号889頁）

判決要旨

「具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟であつても、宗教団体内部においてされた懲戒処分の効力が請求の当否を決する前提問題となつており、その効力の有無が当事者間の紛争の本質的争点をなすとともに、それが宗教上の教義、信仰の内容に深くかかわっているため、右教義、信仰の内容に立ち入ることなく

してその効力の有無を判断することができず、しかも、その判断が訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものである場合には、右訴訟は、裁判所法三条にいう法律上の争訟に当たらない。」

⑳ 昭和63年12月20日最高裁判所第三小法廷判決（集民第155号405頁）

判決文

「政党の結社としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として党员に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし、したがって、政党が党员に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であつても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによつて決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない。」

㉑ 昭和56年4月7日最高裁判所第三小法廷判決（民集第35巻3号443頁）

判決要旨

「訴訟が具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとつており、信仰の対象の価値ないし宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題にとどまるものとされていても、それが訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものであり、紛争の核心となつている場合には、該訴訟は、裁判所法三条にいう法律上の争訟にあたらぬ。」

㉒ 昭和55年4月10日最高裁判所第一小法廷判決（集民第129号439頁）

判決要旨

「宗教法人における特定人の住職たる地位の存否が同人の当該宗教法人における代表役員、責任役員たる地位の存否の確認を求める請求の当否を判断する前提問題となつている場合には、裁判所は、当該宗教法人の教義等に照らして同人が住職として活動するのにふさわしい適格を備えているかどうかなどその宗教団体内部で自治的に決定せらるべき事項について判断するものでない限り、右住職たる地位の存否について審理判断する権限を有する。」

㉓ 昭和52年3月15日最高裁判所第三小法廷判決（民集第31巻2号234頁）

判決要旨

「大学における授業科目の単位授与（認定）行為は、一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足りる特段の事情のない限り、司法審査の対象にならない。」

②④ 昭和41年2月8日最高裁判所第三小法廷判決（民集第20巻2号196頁）

判決文

「司法権の固有の内容として裁判所が審判しうる対象は、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に限られ、いわゆる法律上の争訟とは、「法令を適用することによつて解決し得べき権利義務に関する当事者間の紛争をいう」ものと解される（昭和二九年二月一日第一小法廷判決、民集八巻二号四一九頁参照）。従つて、法令の適用によつて解決するに適さない単なる政治的または経済的問題や技術上または学術上に関する争は、裁判所の裁判を受けうべき事柄ではないのである。国家試験における合格、不合格の判定も学問または技術上の知識、能力、意見等の優劣、当否の判断を内容とする行為であるから、その試験実施機関の最終判断に委せられるべきものであつて、その判断の当否を審査し具体的に法令を適用して、その争を解決調整できるものとはいえない。」

②⑤ 昭和41年1月13日最高裁判所第一小法廷判決（集民第82号21頁）

判決文

「裁判所法三条が裁判所の権限事項としている「法律上の争訟」とは、原判決のごとく、法規の適用によつて解決し得べき当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争をいうものと解すべきであり、また、検察審査会の議決が申立人または第三者の具体的な権利義務ないし法律関係に対して直接の影響を与えるものでないことは、検察審査会法四一条の規定の解釈上疑いを容れないところである。」

②⑥ 昭和39年4月21日最高裁判所第三小法廷判決（集民第73号317頁）

判決文

「所論の大衆訴訟の意味は明らかでないが、原判決のいわゆる民衆訴訟とは、個人の具体的な権利義務に関係のない訴訟であつて、本来法律上の争訟に関するものではなく、憲法上当然には裁判所の権限に属しない訴訟であり、従つて、法律の規定によつてはじめて許される訴訟をいうものと解されるところ、区長選任行為について法律に訴訟を許す旨の特別の規定の存在しないことは原判示のとおりであるから、原判決が法律に特別の規定がない故をもつて、本訴を不適法としたのは正当である。」

②⑦ 昭和35年10月19日最高裁判所大法廷判決（民集第14巻12号2633頁）

判決文

「思うに、司法裁判権が、憲法又は他の法律によつてその権限に属するものとされているものの外、一切の法律上の争訟に及ぶことは、裁判所法三条の明定するところであるが、ここに一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争という意味ではない。一口に法律上の係争といつても、その範囲は広汎であり、その中には事柄の特質上司法裁判権の対象の外におくを相当とするものがあるのである。けだし、自律的な法規範をもつ社会ないしは団体に在つては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判にまつを適當としないものがあるからである。本件における出席停止の如き懲罰はまさにそれに該当するものと解するを相当とする。（尤も昭和三五年三月九日大法廷判決一民集一四卷三号三五五頁以下一は議員の除名処分を司法裁判の権限内の事項としているが、右は議員の除名処分の如きは、議員の身分の喪失に関する重大事項で、単なる内部規律の問題に止らないからであつて、本件における議員の出席停止の如く議員の権利行使の一時的制限に過ぎないものとは自ら趣を異にしているのである。従つて、前者を司法裁判権に服させても、後者については別途に考慮し、これを司法裁判権の対象から除き、当該自治団体の自治的措置に委ねるを適當とするのである。）」

⑳ 昭和35年7月6日最高裁判所大法廷決定（民集第14卷9号1657頁）

決定要旨

「戦時民事特別法第一九条第二項、金銭債務臨時調停法第七条に従い、純然たる訴訟事件についてなされた調停に代わる裁判は、右第七条に違反するばかりでなく、同時に憲法第八二条、第三二条に照らし違憲たるを免れない。」

裁判官下飯坂潤夫の補足意見

「なお、附言するが、固有の司法裁判権の対象となるのは、前示にいわゆる「法律上の争訟」である。ここに法律上の争訟とは法の適用上権利義務又は法律関係が相反する関係において対立していることを意味する。従つて、実体法上の権利義務が定められておらず、裁判によつて、あらたに権利又は法律関係が形成される場合は法律上の争訟に属せず、いわゆる非訟事件である。そしてこの場合に裁判所のなす裁判は固有の意味の裁判ではないのであつてこの裁判に関しては公開主義、直接主義、口頭主義は行われぬ。」

㉑ 昭和35年6月8日最高裁判所大法廷判決（民集第14卷7号1206頁）

判決文（衆議院解散の統治行為論）

「わが憲法の三権分立の制度の下においても、司法権の行使についておのずからある程度の制約は免れないのであつて、あらゆる国家行為が無制限に司法審査の対象となるものと即断すべきでない。直接国家統治の基本に関する高度に政治性

のある国家行為のごときはたとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であつても、かかる国家行為は裁判所の審査権の外にあり、その判断は主権者たる国民に対して政治的責任を負うところの政府、国会等の政治部門の判断に委され、最終的には国民の政治判断に委ねられているものと解すべきである。この司法権に対する制約は、結局、三権分立の原理に由来し、当該国家行為の高度の政治性、裁判所の司法機関としての性格、裁判に必然的に随伴する手続上の制約等にかんがみ、特定の明文による規定はないけれども、司法権の憲法上の本質に内在する制約と理解すべきものである。」

③⑩ 昭和34年12月16日最高裁判所大法廷判決（刑集第13巻13号3225頁）

判決要旨

「八 安保条約の如き、主権国としてのわが国の存立の基礎に重大な関係を持つ高度の政治性を有するものが、違憲であるか否の法的判断は、純司法的機能を使命とする司法裁判所の審査に原則としてなじまない性質のものであり、それが一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外にあると解するを相当とする。

九 安保条約（またはこれに基く政府の行為）が違憲であるか否かが、本件のように（行政協定に伴う刑事特別法第二条が違憲であるか）前提問題となっている場合においても、これに対する司法裁判所の審査権は前項と同様である。

一〇 安保条約（およびこれに基くアメリカ合衆国軍隊の駐留）は、憲法第九条、第九八条第二項および前文の趣旨に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは認められない。」

③⑪ 昭和29年2月11日最高裁判所第一小法廷判決（民集第8巻2号419頁）

判決文

「裁判所法三条によれば「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する」ものであり、ここに「法律上の争訟」とは法令を適用することによつて解決し得べき権利義務に関する当事者間の紛争をいうのである。本件村議会の予算議決は、単にそれだけでは村住民の具体的な権利義務に直接関係なく、村長において、右議決に基き、課税その他の行政処分を行うに至つてはじめて、これに直接関係を生ずるに至るのであるから、本件村議会の予算議決があつたというだけでは、未だ行政処分はないのであり具体的な権利義務に関する争訟があるとはいえず、従つて裁判所法三条の「法律上の争訟」に当るといふことはできない。」

③⑫ 昭和28年4月15日最高裁判所大法廷判決（民集第7巻4号305頁）

判決文

「わが現行法制の下にあつては、ただ純然たる司法裁判所だけが設置せられているのであつて、いわゆる違憲審査権なるものも、下級審だと上級審だとを問わず、司法裁判所が当事者間に存する具体的な法律上の争訟について審判をなすため必要な範囲において行使せられるに過ぎない。すなわち憲法八一条は単に違憲審査を固有の権限とする始審にして終審である憲法裁判所たる性格をも併有すべきことを規定したものと解すべきではない。」

③ 昭和27年10月8日最高裁判所大法廷判決（民集第6巻9号783頁）

警察予備隊の設置並びに維持に関する一切の行為の無効確認請求 判決文

「わが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とする。我が裁判所は具体的な争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下すごとき権限を行ない得るものではない。けだし最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異るところはないのである（憲法七六条一項参照）。」

(変更訂正後の「請求の趣旨」の表示)

一 1 (主位的請求)

被告は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」といふ。)第6条第8項の指定感染症として、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和2年政令第11号)第1条により「新型コロナウイルス」(以下「武漢ウイルス」といふ。)感染症(以下「武漢ウイルス感染症」といふ。)と指定した処分を取り消せ。

2 (上記1が認容されない場合の予備的請求)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」といふ。)第6条第8項の指定感染症として、「新型コロナウイルス」(以下「武漢ウイルス」といふ。)感染症(以下「武漢ウイルス感染症」といふ。)と指定した「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和2年政令第11号)は無効であることを確認する。

二 1 (主位的請求)

被告は、武漢ウイルス感染症を感染症法第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてある同項第3号の「新型コロナウイルス感染症」と指定した処分を取り消せ。

2 (上記1が認容されない場合の予備的請求)

武漢ウイルス感染症を感染症法第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてある同項第3号の「新型コロナウイルス感染症」の指定は無効であることを確認する。

三 被告は、武漢ウイルス感染症を前項の「新型インフルエンザ等感染症」として行ふ感染症対策を行つてはならない。

四 被告は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年8月10日法律第145号)第14条の3に基づき、

1 令和3年2月14日になしたmRNAワクチン(販売名:コミナティ筋注、一般名:新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和2年12月18日)の特例承認

2 令和3年5月21日になしたウイルスベクターワクチン(販売名:バキスゼブリア筋注、一般名:新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター、申請者名:アストラゼネカ株式会社、申請年月日:令和3年2月5日)の特例承認

3 前同日になしたmRNAワクチン(販売名:COMD19ワクチンモデルナ筋注、一般名:新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、申請者名:武田薬品工業株式会社、申請年月日:令和3年3月5日)の特例承認

をいずれも取り消せ。

五 原告らには、前項のワクチン(以下「武漢ウイルスワクチン」といふ。)について、予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)第9条の義務がないことを確認する。

- 六 被告が、第四項の各申請者との間で、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）に基づいて締結した損失補償契約は無効であることを確認する。
- 七 被告は、ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction）を用いたSARS-CoV-2 遺伝子断片用検出用キットによるすべての検査（以下「PCR検査」といふ。）を武漢ウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で、医療機関等の実施機関において使用させてはならない。
- 八 被告は、武漢ウイルスワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書（ワクチン・パスポート）を発行交付すること、及び、前項のPCR検査で陰性となつた者に武漢ウイルスに感染してゐないとするを証明する文書（陰性証明書）を発行交付すること、をいずれも行つてはならない。
- 九 原告らには、マスクの着用義務がないことを確認する。
- 十 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年制令第122号）第5条の5及び同第12条の各第3号の「発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止」の規定は無効であることを確認する。
- 十一 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年制令第122号）第5条の5及び同第12条の各第7号の「正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止」の規定は無効であることを確認する。
- 十二 被告は、原告らに対し、それぞれ金30万円を支払へ。
- 十三 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を並びに第十二項につき仮執行の宣言を求める。